



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 1 月 4 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所／ベトナム】

「外資系企業の月額最低賃金の引き上げについて」

ベトナム政府は、2009年10月30日、外資系企業の月額最低賃金の引き上げを定めた政令No.98/2009/ND-CPを公布し、2010年1月1日より施行しました。全国を第1～第4のエリアに分類し、各エリア毎に最低賃金を定めています。

改定後の外資系企業のエリア毎の月額最低賃金は以下の通りです。

(1ドン=約0.005円)

地域	外資企業	
	現行	改定後
●第1・エリア ハノイ市・ホーチミン市区部	120万ドン	134万ドン
●第2・エリア ハノイ市一部郡部(ザーラム郡、ドンアイン郡、ソクソン郡、タインチー郡、トゥーリエム郡、トゥオンティン郡、ホアイドック郡、ダンフォン郡、タイックタット郡、クオックオアイ郡、ソントイ町)、ホーチミン市の郡部、北郡ハイフォン市の区部および一部郡部(トゥイグエン郡、アンズオン郡、アンラオ郡)、クアンニン省ハロン市、中部ダナン市全域、南部ドンナイ省(ビエンホア市、ロンカイン町、ニョンチャック郡、ロンタイン郡、ビンキュー郡、チャンボム郡)、ビンズオン省(トゥーザウモット町、トゥアンアン郡、ジーアン郡、ベンカット郡、タンウエン郡)、バリアブンタウ省(ブンタウ市、バリア町、tンタイン郡)、南部カントー市の区郡。	108万ドン	119万ドン
●第3・エリア 各省直轄市(2種以外)、ハノイ市の郡部(2種以外)、北部バクニン省(トゥーソン町)、クエボ郡、ティエンズー郡、イエンフォン郡)、バクザン省(ベトイエン郡、イエンズン郡)、フンイエン省(フンイエン町、ミーハオ郡、バンラム郡、バンザン郡、イエンミー郡)、ハイズオン省(カムザン郡、ナムサック郡、チリン郡、キムタイン郡、キムモン郡、ザーロック郡、ビンザン郡、トゥーキー郡)、ビンフック省(フックイエン町、ビンスエン郡)、ハイフォン市の郡部(2種以外)、クアンニン省(ウオンビー町、カムファー町、ホアンボー郡)、中部クアンナム省(ディエンバン郡、ダイロック郡)、中部高原ラムドン省バオロック町、中南部カインホア省カムラン町、南部タイニン省以外の地域、ロンアン省(タンアン町、ドックホア郡、ベンルック郡、カンドウオク郡、カンズオック郡)、バリアブンタウ省(チャウドック郡、ロンディエン郡、ダットドー郡、スエンモク郡)。	95万ドン	104万ドン
●第4・エリア その他の地域	92万ドン	100万ドン

【出所:ベトナム政府政令】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に
関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載